

# 第 1 回 定 例 会

## 平 成 27 年 度 予 算 案 関 係 資 料 ( 補 正 )

茨 城 県

# 目 次

平成 2 8 年第 1 回県議会定例会提出議案等一覧	( 1 )
平成 2 7 年度補正予算案の概要	
1 今回補正額	( 2 )
2 今回補正の主なもの	( 2 )
3 繰越明許費	( 3 )
4 一般会計補正予算款別内訳(歳入)	( 4 )
5 一般会計補正予算款別内訳(歳出)	( 5 )
6 特別会計補正予算	( 6 )
7 企業会計補正予算	( 6 )
債務負担行為一覧	( 8 )
条例その他の議案の概要	( 1 0 )
報告事項	( 1 5 )

---

予 算 1 9 件 ( 一般会計 1 件 特別会計 1 2 件 企業会計 6 件 )

条例その他 1 8 件 ( 条 例 3 件 その他 1 5 件 )

報 告 1 件 ( 専決処分 1 件 )

( 注 ) この資料は、精査の結果、異動が生じることがある。

## 平成 28 年第 1 回県議会定例会提出議案等一覧

### ( 予 算 )

- 1 平成 27 年度茨城県一般会計補正予算 ( 第 6 号 )
- 2 平成 27 年度茨城県競輪事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 3 平成 27 年度茨城県公債管理特別会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 4 平成 27 年度茨城県市町村振興資金特別会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 5 平成 27 年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 6 平成 27 年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 7 平成 27 年度茨城県立医療大学付属病院特別会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 8 平成 27 年度茨城県中小企業事業資金特別会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 9 平成 27 年度茨城県農業改良資金特別会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 10 平成 27 年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 11 平成 27 年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 12 平成 27 年度茨城県港湾事業特別会計補正予算 ( 第 2 号 )
- 13 平成 27 年度茨城県都市計画事業土地地区画整理事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 14 平成 27 年度茨城県病院事業会計補正予算 ( 第 3 号 )
- 15 平成 27 年度茨城県水道事業会計補正予算 ( 第 2 号 )
- 16 平成 27 年度茨城県工業用水道事業会計補正予算 ( 第 2 号 )
- 17 平成 27 年度茨城県地域振興事業会計補正予算 ( 第 2 号 )
- 18 平成 27 年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算 ( 第 3 号 )
- 19 平成 27 年度茨城県流域下水道事業会計補正予算 ( 第 3 号 )

### ( 条例その他の議案 )

- 1 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 2 茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 3 茨城県国民健康保険財政安定化基金条例
- 4 県有財産の売却処分について ( 葛城地区業務施設用地 )
- 5 県有財産の売却処分について ( 葛城地区業務施設用地 )
- 6 県有財産の売却処分について ( 葛城地区業務施設用地 )
- 7 県道路線の認定について
- 8 県道路線の廃止について
- 9 法人に対する出資について
- 10 県が行う建設事業等に対する市町の負担額について
- 11 国及び県等が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について
- 12 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について
- 13 霞ヶ浦常南，霞ヶ浦湖北，霞ヶ浦水郷，那珂久慈，利根左岸さしま，鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について
- 14 工事請負契約の締結について ( 幸久大橋橋梁上部工事 )
- 15 工事請負契約の締結について ( 幸久大橋橋梁上部工事 )
- 16 工事請負契約の変更について
- 17 権利の放棄について ( 中小企業設備近代化資金貸付金等 )
- 18 権利の放棄について ( 県立中央病院の診療料等 )

### ( 報 告 )

- 1 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について

## 平成27年度補正予算案の概要

### 1 今回補正額

(単位：百万円)

区 分	現 計	補 正 額		補 正 後 計
			うち国補正関連	
一般会計	1,183,079	5,989	14,422	1,189,068
うち震災関連	132,111	4,137	-	127,974
特別会計	333,700	10,117	-	343,817
うち震災関連	14	3	-	11
企業会計	125,134	4,860	-	120,274
うち震災関連	167	30	-	137
計	1,641,913	11,246	14,422	1,653,159
うち震災関連	132,292	4,170	-	128,122

### 2 今回補正の主なもの

(歳 入)

(百万円)

- ・ 県税（地方消費税の増など）  
（地方消費税清算金及び地方法人特別譲与税を含む実質的県税ベース：13,133） 7,823
- ・ 地方交付税  
（うち普通交付税 3,756）  
（うち震災復興特別交付税 1,302） 5,058
- ・ 国庫支出金（国補公共事業（当初分）の減など） 4,648

(歳 出)

関東・東北豪雨対応

- 新 関東・東北豪雨被災中小企業復興支援基金 6,000  
（被災した中小企業の復興支援のための基金の造成）  
（独）中小企業基盤整備機構からの無利子貸付金240億円と合わせて300億円の基金を県中小企業振興公社に造成し、その運用益により中小企業の復興を支援
- ・ 治水直轄事業負担金（国補公共）  
（鬼怒川における本復旧工事等の実施） 1,559
- ・ 地方道路整備事業（国補公共）  
（道路の緊急防災対策） 1,537
- ・ 災害救助費（国補・県単、関東・東北豪雨分）  
（住宅応急修理等への支援に係る経費の増） 1,170
- ・ 被災者生活再建支援補助事業（関東・東北豪雨分） 105  
（被災者生活再建支援法が適用とならない被災者に対する県単独の支援経費の増）

国補正関連		
T P P 対策		
新	担い手確保・経営強化支援事業 (農地中間管理機構を活用した地域における施設や農業用機械導入に対する支援)	4 5 7
新	土地改良事業 ( T P P 対策分、国補公共 ) (生産コスト削減のための農地の大区画化、排水対策の推進)	2 , 6 7 5
一億総活躍社会の実現		
・	地方創生加速化交付金活用事業 ( D M O 観光地域づくり、水郷筑波サイクリング環境整備、公共交通空白地域解消支援等 )	1 , 0 4 0
新	いばらきセキュリティクラウド整備運営事業 (県及び市町村が共同で行うネットワークセキュリティ対策システムの構築)	3 4 2
その他		
・	国補公共事業 ( 一部再掲 ) ( 関東・東北豪雨に係る災害復旧、地方道路整備、土地改良事業など )	9 , 2 6 5
・	原子力災害対策事業 ( P A Z 及び U P Z 10km圏内の社会福祉施設等が実施する施設の放射線防護対策への助成 )	1 , 6 2 1
今後の事業実施のための準備		
条例制定を契機とした対応		
新	がん対策基金積立金 (がん対策事業を実施するための基金の造成)	2 , 0 0 0
新	文化振興基金積立金 (文化振興事業を実施するための基金の造成)	2 , 0 0 0
その他		
・	国民体育大会・障害者スポーツ大会開催基金積立金 (国民体育大会・障害者スポーツ大会開催基金の積み増し)	2 , 0 0 0
新	公共施設長寿命化等推進基金積立金 (県有施設の修繕、改築等を計画的に実施するための基金の造成)	2 , 0 0 0

このほか、今後の公債費の償還に備えて、県債管理基金に 2 6 億円積立

### 3 繰越明許費

(単位：百万円)

区 分	H 2 6	H 2 7	H 2 7	H 2 8	増 減 額	増 減 率
一般会計	5 7 , 4 3 8		8 8 , 2 7 4		3 0 , 8 3 6	5 3 . 7 %
特別会計	4 , 4 8 2		1 1 , 9 0 0		7 , 4 1 8	1 6 5 . 5 %

#### 4 一般会計補正予算款別内訳（歳入）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	うち	計 (A+B)
			国補正関連	
県 税	356,966	7,823	17	364,789
地方消費税清算金	90,019	11,849	-	101,868
地方譲与税	52,215	738	-	51,477
地方特例交付金	918	116	-	1,034
地方交付税	200,442	5,058	-	205,500
交通安全対策特別交付金	983	65	-	918
分担金及び負担金	8,944	434	582	9,378
使用料及び手数料	15,794	291	-	15,503
国庫支出金	146,564	4,648	7,837	141,916
財産収入	2,873	574	-	3,447
寄附金	34	250	-	284
繰入金	31,276	4,545	-	26,731
繰越金	2,702	2,198	-	4,900
諸収入	122,942	3,721	-	119,221
県 債	150,407	8,305	5,986	142,102
計	1,183,079	5,989	14,422	1,189,068

## 5 一般会計補正予算款別内訳（歳出）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	うち	計 (A+B)
			国補正関連	
議会費	1,661	117	-	1,544
総務費	36,547	4,255	21	40,802
企画開発費	17,975	1,265	696	16,710
生活環境費	15,080	4,483	1,621	19,563
保健福祉費	195,372	3,497	639	191,875
労働費	5,979	170	62	6,149
農林水産業費	50,585	786	3,415	49,799
商工費	99,575	2,798	509	102,373
土木費	137,924	4,216	5,425	133,708
警察費	60,803	1,160	-	59,643
教育費	280,893	5,352	1,039	275,541
災害復旧費	11,690	1,941	995	9,749
公債費	147,463	191	-	147,272
諸支出金	121,382	12,808	-	134,190
予備費	150	-	-	150
計	1,183,079	5,989	14,422	1,189,068

## 6 特別会計補正予算

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A + B)
競 輪 事 業	12,238	179	12,417
公 債 管 理	192,768	3,456	196,224
市 町 村 振 興 資 金	1,163	671	1,834
鹿島臨海工業地帯造成事業	1,886	60	1,826
母子・父子・寡婦福祉資金	263	46	217
県立医療大学付属病院	2,580	90	2,490
中 小 企 業 事 業 資 金	2,395	29,101	31,496
農 業 改 良 資 金	96	116	212
林業・木材産業改善資金	103	119	222
沿 岸 漁 業 改 善 資 金	72	176	248
港 湾 事 業	38,784	9,769	29,015
都市計画事業土地区画整理事業	81,352	13,736	67,616
計	333,700	10,117	343,817

## 7 企業会計補正予算

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A + B)
病 院 事 業	31,238	1,073	30,165
水 道 事 業	34,265	2,498	31,767
工 業 用 水 道 事 業	25,863	1,569	24,294
地 域 振 興 事 業	5,773	489	6,262
特定公共下水道事業	4,310	69	4,241
流域下水道事業	23,685	140	23,545
計	125,134	4,860	120,274

【公共事業費】

・国補公共

(単位：百万円)

区 分	補正前の額 ( A )	今 回 補 正 額 ( B )	うち国補正関連	計 ( A + B )
土 木	1 1 4 , 3 0 2	3 , 2 0 3	6 , 4 2 0	1 1 1 , 0 9 9
企 画	1 , 7 8 6	1 , 1 0 9	-	6 7 7
農 地	1 5 , 0 1 7	5 2 1	2 , 7 7 2	1 4 , 4 9 6
農 林	9 , 1 5 4	6 4 5	7 3	9 , 7 9 9
計	1 4 0 , 2 5 9	4 , 1 8 8	9 , 2 6 5	1 3 6 , 0 7 1

(注) 特別会計，企業会計を含む。

・県単公共

(単位：百万円)

区 分	補正前の額 ( A )	今 回 補 正 額 ( B )	うち国補正関連	計 ( A + B )
土 木	1 7 , 0 1 0	8 0 3	-	1 6 , 2 0 7
農 地	7 9 8	2 0	-	7 7 8
農 林	1 , 4 8 9	1	-	1 , 4 8 8
計	1 9 , 2 9 7	8 2 4	-	1 8 , 4 7 3

(注) 特別会計，企業会計を含む。

債務負担行為一覧

[ 一般会計 ]

( 新規 )

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
県・市町村 地方債証券 共同発行連帯債務	県内市町村と共同して証券を発行する地方債について、当該団体と連帯して償還及び利子の支払をなす義務を負う。	自 平成 27年度 至 平成 32年度	元金 700,000千円及び これに対する利子相当 額

( 変更 )

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
災 害 対 策 融 資 損 失 補 償	変更前 災害対策融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成 27年度 至 平成 39年度	197,000千円
	変更後 同 上	同 上	269,000千円
災 害 対 策 融 資 損 失 補 償	変更前 災害対策融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成 27年度 至 平成 42年度	42,000千円
	変更後 同 上	同 上	230,000千円
災 害 対 策 融 資 利 子 補 給	変更前 市町村が災害対策融資を利用する中小企業者に対し、利子補給したときは、県は市町村に対し利子補給した額の一部を補助する。	自 平成 28年度 至 平成 30年度	58,884千円
	変更後 同 上	同 上	344,984千円
国 営 新 利 根 川 沿 岸 土 地 改 良 事 業 負 担 金	変更前 土地改良法に基づき、国営新利根川沿岸土地改良事業に係る費用の一部を負担する。	自 平成 27年度 至 平成 29年度	706,779千円
	変更後 同 上	自 平成 28年度 至 平成 29年度	322,816千円
国 営 霞 ヶ 浦 用 水 ( 一 期 ) 土 地 改 良 事 業 負 担 金	変更前 土地改良法に基づき、国営霞ヶ浦用水(一期)土地改良事業に係る費用の一部を負担する。	自 平成 27年度 至 平成 29年度	1,223,408千円
	変更後 同 上	自 平成 28年度 至 平成 29年度	564,196千円
国 営 霞 ヶ 浦 用 水 ( 二 期 ) 土 地 改 良 事 業 負 担 金	変更前 土地改良法に基づき、国営霞ヶ浦用水(二期)土地改良事業に係る費用の一部を負担する。	自 平成 27年度 至 平成 33年度	1,463,206千円
	変更後 同 上	自 平成 28年度 至 平成 33年度	1,103,042千円

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
国 営 那 珂 川 沿 岸 土 地 改 良 事 業 負 担 金	変 更 前	土地改良法に基づき、国営那珂川沿岸土地改良事業に係る費用の一部を負担する。	自 平成 27年度 至 平成 36年度  3,572,119千円
	変 更 後	同 上	自 平成 28年度 至 平成 39年度  3,274,429千円
水 資 源 機 構 営 露 ケ 浦 用 水 土 地 改 良 事 業 負 担 金	変 更 前	水資源機構法に基づき、水資源機構営露ヶ浦用水土地改良事業に係る費用の一部を負担する。	自 平成 27年度 至 平成 30年度  1,142,588千円
	変 更 後	同 上	自 平成 28年度 至 平成 30年度  610,170千円
茨 城 県 道 路 公 社 事 業 資 金 借 入 金 債 務 保 証	変 更 前	国及び金融機関の茨城県道路公社に対する事業運営資金及び建設事業資金の融資について、県がその債務を保証する旨の契約を当該機関と締結する。	昭和 46年度以降  2,300,000千円
	変 更 後	同 上	同 上  1,800,000千円

条例その他の議案の概要

議 案	内 容						
<p>(人事課)  <b>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</b></p> <p>人事委員会の勧告等に伴い、職員の給料月額を改定する等、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1)月例給の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給料表の引上げ 平均 + 0.4%</li> <li>・初任給調整手当(医師)の引上げ 最高限度額 307,000円 307,800円</li> </ul> <p>(2)期末・勤勉手当の引上げ</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">年間支給月数</td> <td style="text-align: center;">4.10月分</td> <td style="text-align: center;">4.20月分(一般職)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3.10月分</td> <td style="text-align: center;">3.15月分(特別職)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(施行日 規則で定める日外)</p>	年間支給月数	4.10月分	4.20月分(一般職)		3.10月分	3.15月分(特別職)
年間支給月数	4.10月分	4.20月分(一般職)					
	3.10月分	3.15月分(特別職)					
<p>(財政課, 国体推進課, 管財課, 生活文化課, 保健予防課, 障害福祉課)  <b>茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例</b></p> <p>茨城県公共施設長寿命化等推進基金, 茨城県文化振興基金及び茨城県がん対策基金を設置する等、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1)新設する基金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県公共施設長寿命化等推進基金 公共施設及び公用施設の計画的な修繕及び改築等に要する経費に充てる。</li> <li>・茨城県文化振興基金 文化の振興のための事業に要する経費に充てる。</li> <li>・茨城県がん対策基金 がん対策を推進するための事業に要する経費に充てる。</li> </ul> <p>(2)名称等の改正</p> <p>「茨城県国民体育大会開催基金」</p> <p>「茨城県国民体育大会・障害者スポーツ大会開催基金」 (施行日 公布の日)</p>						
<p>(厚生総務課)  <b>茨城県国民健康保険財政安定化基金条例</b></p> <p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の規定に基づき、国民健康保険の財政の安定化を図るため、茨城県国民健康保険財政安定化基金を設置しようとするものである。</p>	<p>条例の内容</p> <p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の規定に基づき設置する国民健康保険財政安定化基金の管理及び運営に関し、必要な事項を規定するもの</p> <p>(参考)国民健康保険財政安定化基金 国民健康保険財政の安定化を図るため、給付増や保険料収納不足による財源不足に備え、都道府県に基金を設置し、国民健康保険を実施する都道府県及び市町村に対し資金の貸付・交付等を行おうとするもの(本制度の運用は平成30年度開始予定) (施行日 公布の日)</p>						

議 案	内 容
<p>(つくば地域振興課) <b>県有財産の売却処分について</b></p> <p>業務施設の建設用地として、つくば市学園の森二丁目12番4の土地を売却しようとするものである。</p>	<p>売却する財産の内容</p> <p>(1)不動産の表示 ・つくば市学園の森二丁目12番4 ・土地 84,057.48㎡</p> <p>(2)売却予定価格 6,615,323,676円</p> <p>(3)売却処分先 つくば市学園南二丁目2番地1 C Y B E R D Y N E 株式会社 代表取締役 山海 嘉之</p>
<p>(つくば地域振興課) <b>県有財産の売却処分について</b></p> <p>業務施設の建設用地として、つくば市学園の森二丁目4番4の土地を売却しようとするものである。</p>	<p>売却する財産の内容</p> <p>(1)不動産の表示 ・つくば市学園の森二丁目4番4 ・土地 36,259.95㎡</p> <p>(2)売却予定価格 3,002,323,000円</p> <p>(3)売却処分先 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号 日本郵便株式会社 代表取締役 高橋 亨</p>
<p>(つくば地域振興課) <b>県有財産の売却処分について</b></p> <p>業務施設の建設用地として、つくば市学園の森三丁目7番2ほか3筆の土地を売却しようとするものである。</p>	<p>売却する財産の内容</p> <p>(1)不動産の表示 ・つくば市学園の森三丁目7番2ほか3筆 ・土地 55,600.57㎡</p> <p>(2)売却予定価格 4,436,925,000円</p> <p>(3)売却処分先 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号 日本郵政株式会社 代表執行役 西室 泰三</p>
<p>(道路維持課) <b>県道路線の認定について</b></p> <p>道路法の規定に基づき、桜川土浦潮来自転車道線を県道路線に認定しようとするものである。</p>	<p>認定する路線の内容</p> <p>(1)路線名 桜川土浦潮来自転車道線 (2)起点終点 桜川市 ~ 潮来市 (3)延 長 81,350m</p>

議 案	内 容									
<p>(道路維持課) <b>県道路線の廃止について</b></p> <p>県道桜川土浦潮来自転車道線の認定に伴い、県道としての存置理由がなくなるため、県道桜川土浦自転車道線外1路線を廃止しようとするものである。</p>	<p>廃止する路線の内容</p> <table border="1" data-bbox="639 320 1415 432"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>起点終点</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桜川土浦自転車道線</td> <td>桜川市 ~ 土浦市</td> <td>40,100m</td> </tr> <tr> <td>潮来土浦自転車道線</td> <td>潮来市 ~ 土浦市</td> <td>40,000m</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	起点終点	延長	桜川土浦自転車道線	桜川市 ~ 土浦市	40,100m	潮来土浦自転車道線	潮来市 ~ 土浦市	40,000m
路線名	起点終点	延長								
桜川土浦自転車道線	桜川市 ~ 土浦市	40,100m								
潮来土浦自転車道線	潮来市 ~ 土浦市	40,000m								
<p>(産業政策課) <b>法人に対する出資について</b></p> <p>県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例の規定に基づき、CYBERDYNE株式会社に対する出資について、議決を求めようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例第5条第2項の規定に基づく議決</p> <p>(1)出 資 先 CYBERDYNE株式会社  (2)既 出 資 額 211,631,830円  (3)今回出資額 346,346,153円  (4)出資累計額 557,977,983円</p> <p>(県が出資するいばらきベンチャー企業育成ファンドが保有する株式について、出資見合分の分配を受けるもの)</p> <p>(参考)CYBERDYNE(サイバーダイン)株式会社  ・設立年月日：平成16年6月24日  ・事 業 概 要：医療・介護福祉・生活支援分野等で活用されるロボットスーツの研究開発・製造・販売及び製品を利用したサービスの提供</p>									
<p>(水産振興課) <b>県が行う建設事業等に対する市町の負担額について</b></p> <p>平成27年度において県が行う漁港事業に対する市の負担額を変更しようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>・地方財政法第2条の規定に基づく市の負担額の変更 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="639 1413 1415 1489"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁 港 事 業</td> <td>178,746</td> <td>186,034</td> <td>日立市外3市</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	変更前	変更後	備 考	漁 港 事 業	178,746	186,034	日立市外3市	
事業名	変更前	変更後	備 考							
漁 港 事 業	178,746	186,034	日立市外3市							
<p>(農地整備課) <b>国及び県等が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について</b></p> <p>平成27年度において県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額を変更しようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>・地方財政法第2条、土地改良法第9条の規定に基づく市町村の負担額の変更 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="639 1827 1415 1904"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 営</td> <td>760,586</td> <td>1,145,707</td> <td>水戸市外3市町村</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	変更前	変更後	備 考	県 営	760,586	1,145,707	水戸市外3市町村	
事業名	変更前	変更後	備 考							
県 営	760,586	1,145,707	水戸市外3市町村							

議 案	内 容																																				
<p>( 監理課 )</p> <p><b>県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について</b></p> <p>平成 27年度において県が行う河川，港湾及び下水道事業に対する市町村の負担額を変更しようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>・ 地方財政法第 2 条及び下水道法第 3 条の 2 の規定に基づく市町村の負担額の変更</p> <p style="text-align: right;">( 単位：千円 )</p> <table border="1" data-bbox="638 432 1417 622"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川事業</td> <td>15,880</td> <td>41,680</td> <td>土浦市外 2 市</td> </tr> <tr> <td>港湾事業</td> <td>187,250</td> <td>204,117</td> <td>日立市外 2 市町</td> </tr> <tr> <td>下水道事業</td> <td>447,707</td> <td>503,909</td> <td>水戸市外 29 市町村</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>650,837</td> <td>749,706</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	変更前	変更後	備 考	河川事業	15,880	41,680	土浦市外 2 市	港湾事業	187,250	204,117	日立市外 2 市町	下水道事業	447,707	503,909	水戸市外 29 市町村	計	650,837	749,706																	
事業名	変更前	変更後	備 考																																		
河川事業	15,880	41,680	土浦市外 2 市																																		
港湾事業	187,250	204,117	日立市外 2 市町																																		
下水道事業	447,707	503,909	水戸市外 29 市町村																																		
計	650,837	749,706																																			
<p>( 下水道課 )</p> <p><b>霞ヶ浦常南，霞ヶ浦湖北，霞ヶ浦水郷，那珂久慈，利根左岸さしま，鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について</b></p> <p>平成 27年度において県が行う霞ヶ浦常南，霞ヶ浦湖北，霞ヶ浦水郷，那珂久慈，利根左岸さしま，鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する市町村の負担額を変更しようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>・ 下水道法第 3 条の 2 の規定に基づく市町村の負担額の変更</p> <p style="text-align: right;">( 単位：千円 )</p> <table border="1" data-bbox="638 808 1417 1189"> <thead> <tr> <th>流域下水道名</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>霞ヶ浦常南</td> <td>1,915,509</td> <td>1,945,527</td> <td>龍ヶ崎市外 5 市町</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦湖北</td> <td>1,906,188</td> <td>1,931,234</td> <td>土浦市外 4 市町</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦水郷</td> <td>360,827</td> <td>302,280</td> <td>潮来市外 1 市</td> </tr> <tr> <td>那珂久慈</td> <td>2,004,551</td> <td>1,908,084</td> <td>水戸市外 8 市町村， ひたちなか・東海広域事務組合</td> </tr> <tr> <td>利根左岸さしま</td> <td>375,709</td> <td>350,156</td> <td>古河市外 2 市町</td> </tr> <tr> <td>鬼怒小貝</td> <td>394,494</td> <td>388,158</td> <td>下妻市外 3 市町</td> </tr> <tr> <td>小貝川東部</td> <td>533,318</td> <td>533,318</td> <td>下妻市外 3 市</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,490,596</td> <td>7,358,757</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	流域下水道名	変更前	変更後	備 考	霞ヶ浦常南	1,915,509	1,945,527	龍ヶ崎市外 5 市町	霞ヶ浦湖北	1,906,188	1,931,234	土浦市外 4 市町	霞ヶ浦水郷	360,827	302,280	潮来市外 1 市	那珂久慈	2,004,551	1,908,084	水戸市外 8 市町村， ひたちなか・東海広域事務組合	利根左岸さしま	375,709	350,156	古河市外 2 市町	鬼怒小貝	394,494	388,158	下妻市外 3 市町	小貝川東部	533,318	533,318	下妻市外 3 市	計	7,490,596	7,358,757	
流域下水道名	変更前	変更後	備 考																																		
霞ヶ浦常南	1,915,509	1,945,527	龍ヶ崎市外 5 市町																																		
霞ヶ浦湖北	1,906,188	1,931,234	土浦市外 4 市町																																		
霞ヶ浦水郷	360,827	302,280	潮来市外 1 市																																		
那珂久慈	2,004,551	1,908,084	水戸市外 8 市町村， ひたちなか・東海広域事務組合																																		
利根左岸さしま	375,709	350,156	古河市外 2 市町																																		
鬼怒小貝	394,494	388,158	下妻市外 3 市町																																		
小貝川東部	533,318	533,318	下妻市外 3 市																																		
計	7,490,596	7,358,757																																			
<p>( 道路建設課 )</p> <p><b>工事請負契約の締結について</b></p> <p>一般国道 349 号常陸太田市下河合町地内の幸久大橋橋梁上部工事について請負契約を締結しようとするものである。</p>	<p>請負契約の内容</p> <p>(1)工 事 名 国補地道一般国道 349 号幸久大橋橋梁上部工事 ( 002 号 )</p> <p>(2)工 事 箇 所 常陸太田市下河合町地内</p> <p>(3)工 事 内 容 鋼橋製作・架設工事 ( L = 327m )</p> <p>(4)工 期 平成 28 年 3 月～平成 29 年 7 月</p> <p>(5)請負契約額 1,836,000,000 円</p> <p>(6)契約の相手方 水戸市笠原町 978 番 25 株式会社東京鐵骨橋梁 代表取締役社長 坂本 眞 代理人 茨城営業所所長 庄司 裕一</p>																																				

議 案	内 容						
<p>(道路建設課) <b>工事請負契約の締結について</b></p> <p>一般国道349号那珂市額田北郷地内の幸久大橋橋梁上部工事について請負契約を締結しようとするものである。</p>	<p>請負契約の内容</p> <p>(1)工 事 名 国補地道一般国道349号幸久大橋橋梁上部工事(00号)</p> <p>(2)工 事 箇 所 那珂市額田北郷地内</p> <p>(3)工 事 内 容 鋼橋製作・架設工事(L=282m)</p> <p>(4)工 期 平成28年3月～平成29年7月</p> <p>(5)請負契約額 1,363,824,000円</p> <p>(6)契約の相手方 神栖市砂山16番地5 株式会社横河住金ブリッジ 取締役社長 小山 清一</p>						
<p>(財務課) <b>工事請負契約の変更について</b></p> <p>県立土浦第三高等学校特別教室棟改築工事について、杭打設工事等に変更が生じたため、請負契約の変更をしようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>(1)変更額等 (単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="638 846 1414 963"> <tr> <td>既 請 負 額</td> <td>929,480,400</td> </tr> <tr> <td>今 回 変 更 額</td> <td>20,520,000</td> </tr> <tr> <td>変 更 後 総 額</td> <td>950,000,400</td> </tr> </table> <p>(2)変更理由 杭打設工事区画の地耐力不足に伴い、地盤改良工事を追加する必要性が生じたため、増額変更をしようとするもの</p> <p>(参考)工事の概要</p> <p>(1)工 事 名 県立土浦第三高等学校特別教室棟改築工事</p> <p>(2)工事箇所 土浦市大岩田地内</p> <p>(3)構造規模 地上3階鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)</p> <p>(4)面 積 3,968.51㎡</p> <p>(5)工 期 平成27年3月～平成28年6月</p> <p>(6)契約の相手方 土浦市東崎町1番5号 山本・郡司特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社山本工務店 代表取締役 山本 和男</p>	既 請 負 額	929,480,400	今 回 変 更 額	20,520,000	変 更 後 総 額	950,000,400
既 請 負 額	929,480,400						
今 回 変 更 額	20,520,000						
変 更 後 総 額	950,000,400						
<p>(産業政策課) <b>権利の放棄について</b></p> <p>時効の到来した中小企業設備近代化資金貸付金等のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>(1)放棄する権利 中小企業設備近代化資金貸付金等</p> <p>(2)放棄する金額 5,252,672円及び遅延損害金</p> <p>(3)債 務 者 那珂市中台440番地 明糖製油株式会社 外2者</p> <p>(4)放 棄 の 理 由 会社が倒産しており、実体及び資産がない状況である。また、連帯保証人が死亡し、相続人がない又はその有無が明らかでないことにより、回収が不能であるため。</p>						

議 案	内 容
<p>(病院局) <b>権利の放棄について</b></p> <p>時効の到来した県立中央病院の診療料等のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>(1)放棄する権利 県立中央病院の診療料等  (2)放棄する金額 1,969,940円  (3)債 務 者 桜川市真壁町上谷貝 168番地 1  稲穂 浩一 外 1 者  (4)放棄の理由  債権の徴収について時効が到来し、債務者が無資力又は死亡し、相続人の有無が明らかでないことにより、回収が不能であるため。</p>

## 報告事項

### 1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

事 項 (専決処分年月日)	内 容
<p>(農業政策課) <b>和解について</b> (平成 28年 1月 20日専決処分)</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1)事故発生日時 平成 27年 3月 30日 (月) 午前 10時 50分頃  (2)事故発生場所 行方市富田 29番地 1 地先国道上(国道 355号)  (3)事故概要  小型貨物自動車出張途中、国道上で相手車両に追突した事故(県南農林事務所所属)  (4)損害賠償額 830,186円  (うち 730,186円は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社からの支払)</p>
<p>(財務課) <b>訴えの提起について</b> (平成 28年 1月 29日専決処分)</p> <p>旧県立太田第二高等学校里美校敷地の土地について、県への所有権移転登記手続を命ずる判決を求めため、裁判所へ訴えを提起しようとするものである。</p>	<p>提訴の概要</p> <p>(1)内容  旧県立太田第二高等学校里美校の敷地である土地について、県への所有権移転登記手続を命ずる判決を求めめるもの  (2)提訴の相手方 登記名義人の法定相続人 42人</p>
<p>(農業政策課) <b>和解について</b> (平成 28年 2月 1日専決処分)</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1)事故発生日時 平成 26年 3月 28日 (金) 午後 2時 25分頃  (2)事故発生場所 神栖市横瀬 956番地 10地先市道上  (3)事故概要  小型乗用自動車出張途中、市道上で相手車両と衝突し、その衝撃でフェンスに衝突した事故(鹿行農林事務所所属)  (4)損害賠償額 2,068,716円  (全額、損害保険ジャパン日本興亜株式会社からの支払)</p>

事 項（専決処分年月日）	内 容
<p>（警務部監察室）  <b>和解について</b>  （平成 28年 2月 1日専決処分）</p> <p>交通事故について，和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1)事故発生日時 平成 27年 1月 15日（木）午後 3時 00分頃  (2)事故発生場所 桜川市明日香一丁目 59番地地先県道上  （県道つくば益子線）</p> <p>(3)事故概要  原動機付自転車出張途中，交差点で右側から進行してきた相手車両と衝突した事故（桜川警察署所属）</p> <p>(4)損害賠償請求額 1,034,644円</p>